

騒音規制法・振動規制法 特定建設作業実施届出の手引き

騒音規制法と振動規制法では、建設工事(解体工事含む)として行われる作業のうち、著しい騒音や振動を発生する作業を、「特定建設作業」として指定し、届出や規制基準の遵守を定めています。

ふじみ野市 市民活動推進部

環境課 環境係

〒356-8501 ふじみ野市福岡 1-1-1

TEL 049(262)9021 (直通)

1 特定建設作業実施の届出について

騒音規制法・振動規制法に規定する特定建設作業を伴う建設工事を行う場合、特定建設作業の種類ごとに、特定建設作業実施の届出が必要です。

ただし、特定建設作業が1日で終了するものについては、届出不要です。

(1) 届出が必要な地域（規制地域）

ふじみ野市内全域

（工業専用地域の指定がされている区域は、他の区域との境界線から内部へ水平距離が100mまでの区域）

(2) 届出対象となる建設作業(特定建設作業)の種類

特定建設作業（騒音規制法・振動規制法）	
騒音	振動
1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式を除く。）を使用する作業 （くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	1 くい打機（もんけん・圧入式を除く。）、くい抜機（油圧式を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式を除く。）を使用する作業
2 びょう打機を使用する作業	2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3 さく岩機を使用する作業 （作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	3 舗装版破砕機を使用する作業 （作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるもの、定格出力15kW以上）を使用する作業 （さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	4 ブレーカー（手持式を除く。）を使用する作業 （作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
5 コンクリートプラント（混練容量0.45m ³ 以上）又はアスファルトプラント（混練重量200kg以上）を設けて行う作業 （モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。）	（注） 1 定格出力：1PS（仏馬力）＝0.7355kW 2 環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル、ブルドーザー（低騒音型建設機械）は、国土交通省のホームページで確認できます。
6 バックホウ（定格出力80kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業	【低騒音型建設機械の標識】 【超低騒音型建設機械の標識】
7 トラクターショベル（定格出力70kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業	 
8 ブルドーザー（定格出力40kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業	

各種くい打工法の規制対象一覧表

工法・機械名称			騒音	振動	備考			
既製くい	直打工法	打撃工法	ディーゼルバイルハンマ	○	○			
			ドロップハンマ	○	○			
			バイルエキストラクタ	○	○	くい引抜に使用		
			もんけん（人力を動力とするもの）	×	×			
			油圧ハンマ	○	○			
			エアーハンマ	○	○			
	埋め込み工法	振動工法	パイプロハンマ	○	○	くい引抜にも使用		
			圧入工法	油圧、ワイヤー圧入	(注)	×	くい引抜にも使用	
				プレボーリング工法	アースオーガー+直打工法	×	○	先端打撃工法
				セメントミルク工法	アースオーガー+根固め	×	×	先端根固め工法
現場造成くい (場所打くい)	中掘工法	アースオーガー+直打工法	×	○				
		オールケーシング工法（ベント工法）	×	×				
		アースドリル工法	×	×				
		リバースサーキュレーション工法	×	×				
		地下連続壁工法	×	×				

特定建設作業の規制 ○：対象 ×：対象外

(注) くい打機及びくい抜機のみ対象、圧入式くい打機は規制対象外

(3) 届出者

当該工事の発注者から直接請け負った元請負業者の方が届出者となります。

元請負業者が共同企業体の場合は、共同企業体協定書等に定めている代表者(代表権を有する者)が届出者になります。(届出書に共同企業体の名称を記入してください。)

(4) 届出期限

特定建設作業開始の7日前までに提出してください。

日数の算出には、届出日及び作業開始日は含みません。又、7日前が土曜・日曜・祝日の場合には、その前日が届出期限になります。

災害その他非常の事態の発生により、緊急に特定建設作業を行った場合も、速やかに届出を行う必要があります。

(例) 4/22 に特定建設作業を開始する場合は、4/14 までに届出が必要です。

4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22
届出期限 ←								作業開始日 →

(5) 提出書類

特定建設作業の種類ごとに、下記のア、イの書類を2部(正本・副本)提出してください。

特定建設作業の種類によっては、騒音規制法と振動規制法の両方が対象となる場合がありますので、その場合は騒音と振動それぞれの届出書を提出する必要があります。

ア 特定建設作業実施届出書

- ・騒音規制法関係…「様式第9 特定建設作業実施届出書」
- ・振動規制法関係…「様式第9(第10条関係) 特定建設作業実施届出書」

代表者印の押印は、不要です。

令和2年12月28日に押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令(令和2年環境省令第31号)が施行され、押印が不要となりました。届出時に押印・署名によらない方法で届出者の本人確認を求める場合がありますので、ご理解ください。なお、従来どおり届出書等に押印がなされている場合は、本人確認を省略いたします。

イ 添付書類

(ア) 特定建設作業場所の位置図(案内図)

(イ) 特定建設作業場所及びその付近の見取図

作業の場所が明らかになるように、方位、縮尺、主要目標物並びに付近の状況(住宅、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園等)を記載してください。(現場の敷地境界から80m以内の状況がわかるもの)

(ウ) 工事工程表

工事全体の工程の概要を示した工程表に、特定建設作業に該当する作業日程を明示してください。

届出書の実施の期間と整合させてください。

(エ) 特定建設作業に使用する機械機器のカタログ等の写し(機器の名称、型式及び仕様が明記された部分を含んだもの)

(オ) 付近住民への工事説明書

工事開始前に配布してください。

(カ) 必要に応じて提出する書類

a 代表者からの委任状

届出者が代表権を有していない場合

b 道路占用許可証の写し及び道路使用許可証の写し

道路法、道路交通法に基づき夜間等に特定建設作業を行う場合

(工事発注者が道路管理者等であり、道路占用許可が不要であるときは、道路

使用許可証の写しのみ)

(6) 届出先

ふじみ野市役所 環境課 環境係

住所：ふじみ野市福岡 1-1-1(本庁舎 2 階)

電話：049-262-9021

メールアドレス：kankyo@city.fujimino.saitama.jp

建築物等の解体等工事を行う際の石綿の規制について

解体等工事(解体作業、改造又は補修作業)の受注者は、特定建築材料(吹付け石綿、石綿含有断熱材等)の有無について、事前に調査し、工事開始の日(特定粉じん排出作業時に該当する場合は作業開始の14日前)までに発注者へ書面で説明しなければなりません。

<特定工事に該当しないことが、明らかな建設工事(平成18年9月1日以降に工事に着手した建築物等及び部分のみに係る工事)を除きます。>

特定粉じん排出等作業を実施する際の発注者又は自主施工者は、作業開始の14日前までに、埼玉県環境管理事務所長あてに大気汚染防止法に基づく届出が必要になります。

解体等工事を実施する場合は、公衆の見やすい位置に事前調査結果等に係る掲示をしなければなりません。

【令和4年4月1日からは、建築物等の解体等を行う前に実施する石綿含有建材の調査結果を埼玉県環境管理事務所長あてに報告する必要があります。(一定規模以上のもの)】

詳しくは、埼玉県西部環境管理事務所(049-244-1250)へお尋ねください。

2 特定建設作業の規制基準などについて

(1) 特定建設作業規制基準について

特定建設作業を伴う建設工事を行うにあたっては、次の基準を遵守してください。

規 制 基 準

	区域区分	騒音規制法	振動規制法	規制基準の 適用除外となる 特定建設作業
基準値	1号・2号	85デシベル	75デシベル	
作業禁止時間	1号	午後7時～午前7時		①②③④
	2号	午後10時～午前6時		
最大作業時間	1号	10時間/日		①②
	2号	14時間/日		
最大作業日数	1号・2号	連続6日		①②
作業禁止日	1号・2号	日曜・休日		①②③④⑤

(注)

1 基準値は、作業を行う場所の敷地境界において適用されます。

2 規制区域は、原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めています。

規制基準の適用除外項目

①	災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
②	人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
③	鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間（休日）において当該特定建設作業を行う必要がある場合
④	道路法の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間（休日）に行うべき旨の条件が付された場合及び同法の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合並びに道路交通法の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間（休日）に行うべき旨の条件が付された場合及び同法の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合
⑤	電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

区 域 区 分

1号区域	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	田園住居地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	用途地域の指定のない区域
	都市計画区域外（一部地域）
	上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m以内の区域
2号区域	工業地域
	工業専用地域（騒音のみ指定）

（工業専用地域の指定がされている区域は、他の区域との境界線から内部へ水平距離が100mまでの区域）

3 特定建設作業実施届出書の記入例

【記入例 1 騒音】

様式第9

特定建設作業実施届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

ふじみ野市長 あて

①

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

届出者 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇

②

電話番号 XXXX-XXX-XXXX

(担当者 〇〇 〇〇)

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

③	建設工事の名称	○△×ビル解体工事			
④	建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	鉄筋コンクリート造 4階建て 事務所 建築面積〇〇〇㎡ のべ面積〇〇〇㎡			
⑤	特定建設作業の種類	さく岩機を使用する作業			
⑥	特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	ジャイアントブレイカー 〇〇社製 型式〇〇〇 〇台			
⑦	特定建設作業の場所	ふじみ野市〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号			
⑧	特定建設作業の実施の期間	自 令和 〇年 4月22日 至 令和 〇年 5月6日		16日間	
⑨	特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
		自 午前8時	至 午後5時	平日(日曜、祝日除く)	8時間
				10日間	80時間
⑩	騒音の防止の方法	低騒音、低振動型の機械を使用する 作業場周辺に防音シートを設置する			
⑪	発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	▽▽県▽▽市▽▽町▽▽丁目▽番▽号 ▽▽株式会社 代表取締役 ▽▽▽▽ 電話番号 XXXX-XXX-XXXX			
⑫	届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇建設株式会社 現場責任者〇〇〇〇 電話番号 XXXX-XXX-XXXX			
⑬	下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	◇◇県◇◇市◇◇町◇◇丁目◇番◇号 ◇◇株式会社 代表取締役 ◇◇◇◇ 電話番号 XXXX-XXX-XXXX			
⑭	下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	◇◇県◇◇市◇◇町◇◇丁目◇番◇号 ◇◇株式会社 現場責任者 ◇◇◇◇ 電話番号 XXXX-XXX-XXXX			
	※ 受理年月日				
	※ 審査結果				

【記入例 2 振動】

様式第9(第10条関係)

特定建設作業実施届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

ふじみ野市長 あて

①

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

届出者 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇

②

電話番号 XXXX-XXX-XXXX

(担当者 〇〇 〇〇)

特定建設作業を実施するので、振動規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

③	建設工事の名称	○△×マンション新築工事		
④	建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	鉄筋コンクリート造 7階建て 共同住宅 建築面積〇〇〇㎡ のべ面積〇〇〇㎡		
⑤	特定建設作業の種類	くい打機を使用する作業		
⑥	特定建設作業に使用される振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	パイプロハンマー 〇〇社製 型式〇〇〇 〇台		
⑦	特定建設作業の場所	ふじみ野市〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号		
⑧	特定建設作業の実施の期間	自 令和 〇年 4月22日 至 令和 〇年 5月6日		16日間
⑨	特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日
		自 午前 8 時	至 午後 5 時	平日(日曜、祝日除く)
				実働時間
			10日間	80時間
⑩	振動の防止の方法	低騒音、低振動型の機械を使用する 作業場周辺に防音シートを設置する		
⑪	発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	▽▽県▽▽市▽▽町▽丁目▽番▽号 ▽▽株式会社 代表取締役 ▽▽▽▽ 電話番号 XXXX-XXX-XXXX		
⑫	届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇建設株式会社 現場責任者〇〇〇〇 電話番号 XXXX-XXX-XXXX		
⑬	下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	◇◇県◇◇市◇◇町◇丁目◇番◇号 ◇◇株式会社 代表取締役 ◇◇◇◇ 電話番号 XXXX-XXX-XXXX		
⑭	下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	◇◇県◇◇市◇◇町◇丁目◇番◇号 ◇◇株式会社 現場責任者 ◇◇◇◇◇◇ 電話番号 XXXX-XXX-XXXX		
	※ 受 理 年 月 日			
	※ 審 査 結 果			

【記入例 1・2 の説明】

①	<ul style="list-style-type: none"> ・特定建設作業開始の 7 日前までに提出してください。 ・「7 日前まで」とは、特定建設作業を開始する前日を第 1 日目としてさかのぼり、8 日目に相当する日までです。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする元請業者の方が届出者となります。法人の場合は、代表者（代表権を有する者）が届出てください。 ・共同企業体の場合は、協定書等に定める共同企業体の名称を記入したうえ、代表会社の所在地、名称、代表者氏名を併記してください。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書に記載されている工事名称等の具体的な名称を記入してください。
④	<ul style="list-style-type: none"> ・工事によって出来上がる又は解体される施設や工作物の種類、構造などを具体的に記入してください。
⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制法施行令又は振動規制法施行令の別表第 2 に記載された作業名を記入してください。 <p>【騒音】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 2 びょう打機を使用する作業 3 さく岩機を使用する作業 4 空気圧縮機を使用する作業 5 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 6 バックホウを使用する作業 7 トラクターショベルを使用する作業 8 ブルドーザーを使用する作業 <p>【振動】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3 舗装版破碎機を使用する作業 4 ブレーカーを使用する作業 <ul style="list-style-type: none"> ・同一工事でも、作業の種類が複数あるときは、作業の種類ごとに届出が必要です。
⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・特定建設作業に使用する機械の名称、メーカー名、型式、能力、台数を記入してください。 また、機械の仕様書（カタログ等でも可）を添付してください

⑦	<ul style="list-style-type: none"> 建設現場の住所を記入してください。
⑧	<ul style="list-style-type: none"> 特定建設作業を開始してから終了する日までの、期間を記入してください。実施期間が1日で終了するものについては、届出不要です。 開始日は届出日から7日以降とし、期間日数には日曜・その他の休日を含む延べ日数を記入してください。
⑨	<ul style="list-style-type: none"> 作業日には、実際に特定建設作業を行う日数を記入してください。また、原則として、日曜・その他の休日には特定建設作業は行えないため、特定建設作業の実施の期間中に該当する日があれば、作業日の下段に「日曜・祝祭日を除く」と記入してください。 実働時間には、作業開始時間から作業終了時間までの内、実際に特定建設作業を行う1日当りの実働時間（休息时间除く）を記入してください。
⑩	<ul style="list-style-type: none"> 騒音又は振動の防止のための措置を、具体的に記入してください。
⑪	<ul style="list-style-type: none"> 発注者（建築主、施主）について記入してください。担当部署と、その電話番号も記入してください。
⑫	<ul style="list-style-type: none"> 現場作業事務所を設けない場合は、工事監理を行う部署、支店、営業所等の現場責任者を記入してください。また、携帯電話等連絡が取れる電話番号も記入してください。
⑬	<ul style="list-style-type: none"> 下請負人は、第一次下請負人、第二次下請負人に関係なく、現場において実際に特定建設作業を行う下請負人を記入してください。また、電話番号も記入してください。
⑭	<ul style="list-style-type: none"> 現場作業事務所を設けない場合は、工事監理を行う部署、支店、営業所等の現場責任者を記入してください。また、電話番号も記入してください。
(注)	<ul style="list-style-type: none"> 届出書に記載された期間内に作業が終了できない場合、期間を超える部分について改めて届出が必要です。その際も、特定建設作業を開始する日の7日前までに届出してください。

4 騒音規制法に定める特定建設作業の詳細

◆騒音規制法に定める特定建設作業の詳細

	特定建設作業の種類	摘要	届出対象作業・機械の例	届出対象外作業・機械の例
1	くい打機を使用する作業	●アースオーガーと併用する作業を除く	ディーゼルパイルハンマ、ドロップハンマ、スチームハンマ、エアハンマ、振動くい打ち(パイプロハンマ)、油圧ハンマ、パイルエキストラクタ	もんけん(人力)、サイレントバイラー、場所打ちくい工法、硬質地盤クリア工法(パイロオーガ併用)によるくい打ち作業
	くい抜機を使用する作業			
	くい打ち抜機を使用する作業	●圧入式くい打ち抜機を使用する作業を除く		
2	びょう打機を使用する作業		リベットハンマ	トルクレンチ、インパクトレンチ、電動ナットレンチ
3	さく岩機を使用する作業	●作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。 (2地点間の距離は2地点間を直線距離で結んだ距離のこと。)	ハンドハンマ(電動ピックを含む)、ハンドプレーカー、油圧プレーカー(ジャイアントプレーカー)、ドリフタ、レッドグリル、ストーパ、ジャックハンマ、マイクロラドリル、ダウンザホールドリル、ダウンザホールハンマ、ロックオーガー工法による杭破碎	コンクリートカッター、ニブラー、コンクリート破碎機
4	空気圧縮機を使用する作業	●電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。 ●さく岩機の動力として使用する作業を除く。	エンジン駆動方式	電動駆動方式、タービン駆動方式
5	コンクリートプラントを設けて行う作業	●混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のものに限る。 ●モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く		ミキサー車
	アスファルトプラントを設けて行う作業	●混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。		アスファルトサイクリングプラント
6	バックホウを使用する作業	●原動機の定格出力が80kw以上のものに限る		環境大臣が指定する低騒音型
7	トラクターショベルを使用する作業	●原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。		環境大臣が指定する低騒音型
8	ブルドーザーを使用する作業	●原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。		環境大臣が指定する低騒音型

◆振動規制法に定める特定建設作業の詳細

	特定建設作業の種類	摘要	届出対象作業・機械の例	届出対象外作業・機械の例
1	くい打機を使用する作業	●圧入式くい打機を使用する作業を除く	ディーゼルパイルハンマ、ドロップハンマ、スチームハンマ、エアーハンマ、振動くい打ち機(バイプロハンマ)、油圧ハンマ、パイルエキストラクタ	もんけん(人力)、サイレントバイラー、硬質地盤クリア工法(パイルオーガ併用)によるくい打ち作業
	くい抜機を使用する作業	●油圧式くい抜機を使用する作業を除く		
	くい打くい抜機を使用する作業	●圧入式くい打くい抜機を使用する作業を除く		
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業			
3	舗装版破砕機を使用する作業	●作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。 (2地点間の距離は2地点間を直線距離で結んだ距離のこと。)	ドロップハンマ車等	
4	ブレーカーを使用する作業	●手持式ものを除く。 ●作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。 (2地点間の距離は2地点間を直線距離で結んだ距離のこと。)	油圧ブレーカー(ジャイアントブレーカー)、エアーハンマ、クロードリル	ハンドブレーカー、電動ピック

建設作業実施の際は周辺の生活環境の保全に十分配慮

工事着工前には周辺住民に対して、説明会、ビラ配布、掲示板等により、工事方法・工事期間・公害防止対策等についての説明を十分行ってください。また、工事期間延長等の計画変更があった場合は、速やかに周辺住民へ周知を行ってください。

使用重機及び工法の選定等に配慮することにより、騒音、振動、粉じん及び汚濁水の発生防止に努めましょう。

例)

- ・ 工事現場周囲に防音シートや防音パネル等を設置する。
- ・ バックホウ等の重機については、低騒音・低振動型を採用する。
- ・ くい打ち機を使用する場合、圧入式（アースオーガ等）を採用する。
- ・ 振動ローラを使用する場合、自重による転圧を中心に舗装作業を行う。
- ・ 機械の使用台数や同時稼働台数を必要最小限に留める。
- ・ 重機等による廃材の落下などは行わず、適切な搬出作業を行う。
- ・ 機材や資材の搬出入、資材の積み下ろしの作業等について、丁寧な作業を行う。
- ・ 散水や覆い等を行い、粉じんの飛散を防止する。
- ・ 沈砂地やバキュームカー等を設けて、汚濁水の流出を防止する。

資材運搬等の車両について、振動、粉じん問題や安全面において周辺の生活環境を考慮した配慮に努めましょう。

例)

- ・ 通行する道路は舗装された幅の広い道路を使用する。
- ・ 周辺の生活環境を考慮して低速で走行する。
- ・ 住宅付近でのアイドリングや駐停車を禁止する。
- ・ 車両数や通行頻度については、周辺に影響を与えないよう適切に計画する。
- ・ 交差点、カーブ、狭い場所、人の通行が多い場所等には、交通整理要員を配置して車両誘導等を安全・適切に行う。

特定建設作業に該当しない作業であっても、早朝や夜間、日曜・祝日の作業は極力控えましょう。

周辺住民からの苦情に対して、専門窓口の設置等により迅速な対応に努めましょう。また、具体的な対策が必要な場合は、速やかに措置するとともに、苦情申立て人等には丁寧に報告をしましょう。

下請負人が作業を行う場合は、元請負人は公害防止対策についての指導を徹底するなどして、公害未然防止に努めてください。

(5) 改善勧告・命令、罰則等

① 改善勧告・改善命令

特定建設作業に伴って発生する騒音、振動が基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、騒音、振動の防止方法を改善し、または特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告・命令することがあります。

② 報告・検査

特定建設作業施工者に対し、特定建設作業の状況その他必要な事項について報告を求めることがあります。また、建設工事の場所に立入り、特定建設作業に使用される機械等を検査することがあります。

③ 罰則

必要な届出をしなかった場合、虚偽の届出を行った場合、改善命令に従わない場合、報告・検査を拒む場合等、罰則を適用することがあります。